委員会提出議案第１号

所沢市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

所沢市議会基本条例（平成２１年条例第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５条」を「第６条」に、「第６条―第８条」を「第７条―第１１条」に、「第９条―第１１条」を「第１２条―第１４条」に、「第１２条」を「第１５条」に、「第１３条・第１４条」を「第１６条・第１７条」に、「第１５条・第１６条」を「第１８条・第１９条」に、「第１７条」を「第２０条」に、「第１８条―第２４条」を「第２１条―第２８条」に、「第２５条―第２７条」を「第２９条―第３１条」に、「第２８条」を「第３２条」に、「第２９条」を「第３３条」に、「第３０条・第３１条」を「第３４条・第３５条」に改める。

第３条第４号中「ユニバーサルデザインの理念に配慮し」を「市民の多様性を尊重し」に改める。

第３１条を第３５条とし、第３０条を第３４条とする。

第１２章中第２９条を第３３条とする。

第２８条に次の１項を加える。

３　議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議員が議事堂に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

第１１章中第２８条を第３２条とする。

第１０章中第２７条を第３１条とし、第２６条を第３０条とし、第２５条を第２９条とする。

第９章中第２４条を第２７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（情報技術の活用）

第２８条　議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

第９章中第２３条を第２６条とする。

第２２条第２項中「広聴広報に関する会議体」を「広聴広報委員会」に改め、第９章中同条を第２５条とし、第１８条から第２１条までを３条ずつ繰り下げる。

第８章中第１７条を第２０条とする。

第７章中第１６条を第１９条とし、第１５条を第１８条とする。

第６章中第１４条を第１７条とし、第１３条を第１６条とする。

第５章中第１２条を第１５条とする。

第４章中第１１条を第１４条とし、第１０条を第１３条とする。

第９条第１号を次のように改める。

⑴　議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。この場合において、質疑及び質問は、一問一答の方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については一括方式又は初回一括方式で行うことができる。

第４章中第９条を第１２条とする。

第３章中第８条を第１０条とし、同条の次に次の１条を加える。

（議会モニター制度）

第１１条　議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。

第３章中第７条を第９条とし、第６条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（会議録等の公開）

第８条　議長は、本会議等の会議録を作成し、及び保管する。

２　委員会の議事等の記録は、委員長が作成し、議長が保管する。

３　第１項の会議録及び前項の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開するものとする。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

第２章中第５条の次に次の１条を加える。

（議長及び副議長志願者の所信表明）

第６条　議会は、議長及び副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（所沢市議会政策研究審議会条例の一部改正）

２　所沢市議会政策研究審議会条例（平成２８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条」を「第２７条」に改める。